

(一般住宅用)

年 月 日

ごみ処理計画書

船橋市長 あて

事業主 住 所

代表者

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例を遵守し、以下のことを徹底します。

- (1) 船橋市一般廃棄物処理計画に基づき、ごみの分別の徹底や排出日時を住民に周知徹底します。
- (2) ごみ収集ステーションの管理については、管理者及び使用者で相互に協力して、常に清潔に保ちます。
- (3) 引越し等で排出される一時多量ごみについては、ごみ収集ステーションには排出せずに、業者に依頼するか自ら処理するよう周知徹底します。